

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 82 号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（身体障害者等に対する自動車税の課税免除）</p> <p>第103条の4 [略]</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては<u>第104条第3項に規定する方法により納付する際に</u>、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>（身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の課税免除）</p> <p>第103条の5 [略]</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては<u>第104条第3項に規定する方法により納付する際に</u>、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>（社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除）</p> <p>第103条の6 [略]</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の</p>	<p>（身体障害者等に対する自動車税の課税免除）</p> <p>第103条の4 [略]</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては<u>第106条の規定による申告をした日から15日以内に</u>、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>（身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の課税免除）</p> <p>第103条の5 [略]</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては<u>第106条の規定による申告をした日から15日以内に</u>、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>（社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除）</p> <p>第103条の6 [略]</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の</p>

<p>方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては<u>次条第3項に規定する方法により納付する際</u>に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第123条の7 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定により自動車取得税の免除を受けようとする者は、<u>第123条の2第2項又は第4項に規定する方法により納付する際</u>に、申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(自動車取得税の減免)</p> <p>第123条の8 [略]</p> <p>2 前項の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、第123条の2の規定による申告を<u>する際</u>に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。</p>	<p>方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては<u>第106条の規定による申告をした日から15日以内</u>に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第123条の7 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定により自動車取得税の免除を受けようとする者は、<u>第123条の2の規定による申告をした日から15日以内</u>に、申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(自動車取得税の減免)</p> <p>第123条の8 [略]</p> <p>2 前項の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、第123条の2の規定による申告を<u>した日から15日以内</u>に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。</p>
<p>2 (身体障害者等に対する自動車税の課税免除)</p> <p>第103条の4 [略]</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>(身体障害者等に対する自動車税の課税免除)</p> <p>第103条の4 [略]</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収<u>又は第104条の4</u>の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>

<p>(身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)</p> <p>第103条の5 [略]</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)</p> <p>第103条の6 [略]</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)</p> <p>第103条の5 [略]</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の4の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)</p> <p>第103条の6 [略]</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の4の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、本則の表2の項の改正部分及び次項の表2の項の改正部分は、平成19年1月29日から施行する。
- 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足る書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあつては</p>	<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足る書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあつては</p>

	<p>県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の取得の日から60日以内に、自動車税のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものの場合にあつては岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）<u>第104条第3項に規定する方法により納付する際</u>に、自動車取得税の場合にあつては同条例<u>第123条の2第2項又は第4項に規定する方法により納付する際</u>にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の取得の日から60日以内に、自動車税のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものの場合にあつては岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）<u>第106条の規定による申告をした日から15日以内</u>に、自動車取得税の場合にあつては同条例<u>第123条の2の規定による申告をした日から15日以内</u>にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>
2	<p>（課税免除の申請手続）</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあつては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の取得の日から60日以内に、自動車税のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものの場合にあつては岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）<u>第106条の規定による申告をした日から15日以内</u>に、自動車取得税の場合にあつては同条例<u>第123条の2の規定による申告をした日から15日以内</u>にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>（課税免除の申請手続）</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあつては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の取得の日から60日以内に、自動車税のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）<u>第104条の4の方法</u>によって徴収されるものの場合にあつては同条例<u>第106条の規定による申告をした日から15日以内</u>に、自動車取得税の場合にあつては同条例<u>第123条の2の規定による申告をした日から15日以内</u>にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		